

保護者の皆様へ

《災害給付金を受ける際の手続きについて》

学校生活（授業や部活動など）や登下校中に怪我をしたり、事故に遭い病院を受診したりした場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度による給付金を受け取ることができます。怪我等をした場合は、速やかに担任または保健室の方へご連絡くださるようお願いいたします。

*ただし、自動車事故により相手側から損害賠償を受けた時や、第三者加害行為の災害による怪我の場合は請求できないことがあります。

手続きに必要な書類は保健室から学生本人へ渡し、その際に説明をしておりますので保健室へ用紙を取りに行くようお子様にお伝えください。保護者の方が取りに来られてもかまいません。また、手続きについて説明不要な場合や継続して複数枚必要な場合は、学校のホームページの保健室からのお知らせにも各種様式を載せておりますので、コピーしていただいても構いません。（注：学校から書類は郵送しておりません）

給付金はすべての書類がそろい、手続きが完了した後、約2～3か月で本人指定の口座に振り込みされます。

ただし、災害給付を受ける権利は2年間で時効の為、給付事由が発生した日から2年間手続きを行われない場合は、時効により消滅することになっておりますので、ご注意願います。（催促のご連絡等はいたしません）

なお、中学時からの治療の継続がある場合は、その旨保健室にご連絡ください。ただし、中学校で手続きを行っていた怪我の場合のみとなります。

以上、ご不明な点がございましたら、保健室までご連絡ください。

松江工業高等専門学校 保健室

Tel : 0852-36-5136